ショートステイえんゆうの郷　指定短期入所生活介護事業運営規程

（事業の目的）

第 １ 条　社会福祉法人誠光福祉会（以下「本会」という）が実施する指定短期入所生活介護事業（以下「本事業」という）は､要介護者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、本人や家族の意向をもとに作成された居宅サービス計画に基づき、本事業が適切に利用できるよう、事業所の従業者（以下「従業者」という）が、要介護者に対し適切な指定短期入所生活介護を提供する事を目的とする。

（運営方針）

第 ２ 条　本事業は､要介護状態になった場合においても､その利用者が可能な限り居宅において､その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう､入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

２　事業運営にあたっては、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業所等の居宅サービス事業者や地域の保健・医療・福祉サービスを提供する者と連携に努めるものとする。

３　上記の他「滋賀県介護保険法に基づく指定居宅サービスの事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例（平成２５年３月２９日滋賀県条例第１７号）」を遵守する。

（事業所の名称等）

第 ３ 条　名称および所在地は次のとおりとする。

（１）名　称　　ショートステイえんゆうの郷

（２）所在地　　滋賀県草津市南山田町７６１番地

（従業者の職種、人員数、及び職務内容）

第 ４ 条　施設に勤務する従業者の職種、人員数、及び職務内容は次の通りとする。

（１）施設長　　１名　　（併設の指定介護老人福祉施設と兼務する）
従業者の管理、および業務の管理を一元的に行うとともに、従業者にこの規程を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

（２）副施設長　　１名　　（併設の指定介護老人福祉施設と兼務する）
施設長を補佐し従業者の管理、および業務の管理を一元的に行うとともに、従業者にこの規程を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

（３）医師　　１名以上（併設の指定介護老人福祉施設と兼務する）
利用者の健康管理及び療養上の指導に従事する。

（４）生活相談員　１名以上（併設の指定介護老人福祉施設と兼務する）
施設に対する短期入所生活介護の利用に係る調整、利用者又はその家族の生活相談、短期入所生活介護計画にもとづいたサービスの実施のために必要な連絡調整に従事する。

（５）看護職員　　１名以上（併設の指定介護老人福祉施設と兼務する）
利用者の看護、健康管理等に従事する。

（６）介護職員　　４名以上
利用者の介護等に従事する。

（７）管理栄養士　　１名以上（併設の指定介護老人福祉施設と兼務する）

給食室全般の管理監督、給食計画全般に関する業務に従事する。

（８）機能訓練指導員　　１名以上（併設の指定介護老人福祉施設と兼務する）
利用者が日常生活を送る上で必要な生活機能の改善、又は維持のための機能訓練に従事する。

（利用者の定員）

第 ５ 条　定員は、１０名とする。(ユニット型個室　１０名)

２　ユニット数は１ユニットで、ユニットの利用定員は１０名とする。

（事業の内容）

第 ６ 条　事業の内容は次の通りとする。

（１）食事、排泄、入浴、着替え等その他日常生活上の介護
（２）機能訓練
（３）健康管理
（４）相談、および援助
（５）送迎

第 ７ 条　通常の送迎の実施地域

（１）通常の送迎の実施地域は､草津市、大津市とする。

（料金その他の費用の額）

第 ８ 条　利用料の額は､厚生労働大臣が定める基準によるものとし､当該事業が法定代理受領サービス（現物給付）であるときは､利用者の介護保険負担割合証に記載された割合の額と別表１,２に定める食費及び滞在費とし、法定代理受領サービスでないときは、その全額とする。

２　　前項の他、利用者より次の費用の額の支払いを受ける。

（１）特別な食事代（実費）
（２）理美容代（実費）
（３）日常生活において通常必要とするものにかかる費用で、利用者に負担を求めることが適当と認められる費用（実費）
（４）通常の送迎の実施地域以外の地域に送迎を実施した場合、通常の実施地域を超えた地点から起算し、１ｋｍにつき３０円。
（５）居室内で使用する持ち込まれた電化製品に対する使用料として、電気器具１点につき１日あたり 50 円の費用
（６）おやつ、飲み物代として１日あたり 160 円の費用
（７）レクリエーション、行事への参加・材料にかかる費用（実費）
（８）希望された際のテレビ貸出費用として１日当たり 100 円の費用
（９）利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として当日の利用料金の自己負担相当額と食費の費用

３　　前項に規定する費用の額に係るサービスの提供にあたっては、あらかじめ、利用者または、その家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

（利用にあたっての留意事項）

第 ９ 条　利用者は本事業を利用するにあたっては、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を施設の従業者に連絡し、心身の状況に応じた利用を心がけるものとする。

（緊急時における対処方法）
第１０条　従業者は、事業実施中における利用者の心身の状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかにその家族・主治医等に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告しなければならない。

(事故発生時の対応及び損害賠償)
第１１条　サービスの提供により、事故が発生した場合には、速やかに保険者及び関係各機関並びにその家族・主治医等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。
２　前項において、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害を賠償するものとする。

３　事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための手段を講じるものとする。

（非常災害対策）
第１２条　非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処する計画を作成し、防火管理者または火気、消防等についての責任者を定め、年２回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

２　非常災害時等の発生の際にその事業を継続できるよう他の社会福祉施設との連携及び協力体制を構築するよう努める。
３　第１項に規定する訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるように連携に努める。

（利用者からの苦情及び要望相談窓口）
第１３条　管理者は、提供した事業にかかる利用者及びその家族からの苦情並びに要望に、迅速かつ適切に対応するため、相談窓口を設置し、苦情並びに要望の内容を配慮して、必要な措置を講ずるものとする。

（虐待の防止に関する事項）
第１４条　事業所は虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。
（１）虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。
（２）虐待の防止のための指針を整備する。
（３）職員に対し、虐待防止のための研修を定期的に実施する。
（４）前３号に掲げる措置を適正に実施するための担当者を置く。
２　事業所は、サービス提供中に当該事業所職員又は擁護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者

（その他運営に関する重要事項）
第１５条　その他の運営に関する重要な事項を次の通り定める。
（１）本事業の社会的使命を十分認識し、従業者の資質向上を図るため、研修会を実施し業務体制を整備する。
（２）　利用者の人権擁護、虐待防止等のため、従業者に対し研修会を実施し責任体制を明確にする。
（３）本事業所の従業者は、個人情報保護法を遵守し、秘密を保持する。
（４）本事業の管理者、職員は、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関す

る法律に規定する暴力団員をいう）であってはならない。また、運営において、暴力団員の支配を受けない事とする。

（５）この規程に定める事項の他、運営に関する必要な事項は本会が別に定める。

（付則）

この規程は、平成２９年　４月　１７日から施行する

平成２９年１０月　　１日　改定

平成３０年　８月　　１日　改定

令和　元年　７月　　１日　改定

令和　元年　８月　　１日　改定

令和　元年１０月　　１日改定

令和　２年　１月　　１日改定

令和　３年　８月　　１日改定

令和　３年１０月　　１日改定

令和　５年　４月　１日改定

令和　６年　４月　１日改定

令和　７年　８月　１日改定

令和　８年　８月　１日改定

別表１　食費　　単位：円／日

負担限度額				
第１段階	第２段階	第３段階①	第３段階②	第４段階
３００	６００	１，０３０	１，３６０	２，０００

別表２　滞在費　　単位：円／日

負担限度額				
第１段階	第２段階	第３段階①	第３段階②	第４段階
８８０	８８０	１，３７０	１，４７０	３，０００

社会福祉法人　誠光福祉会

ショートステイえんゆうの郷
運営規程